

幼児教育・保育の無償化について①

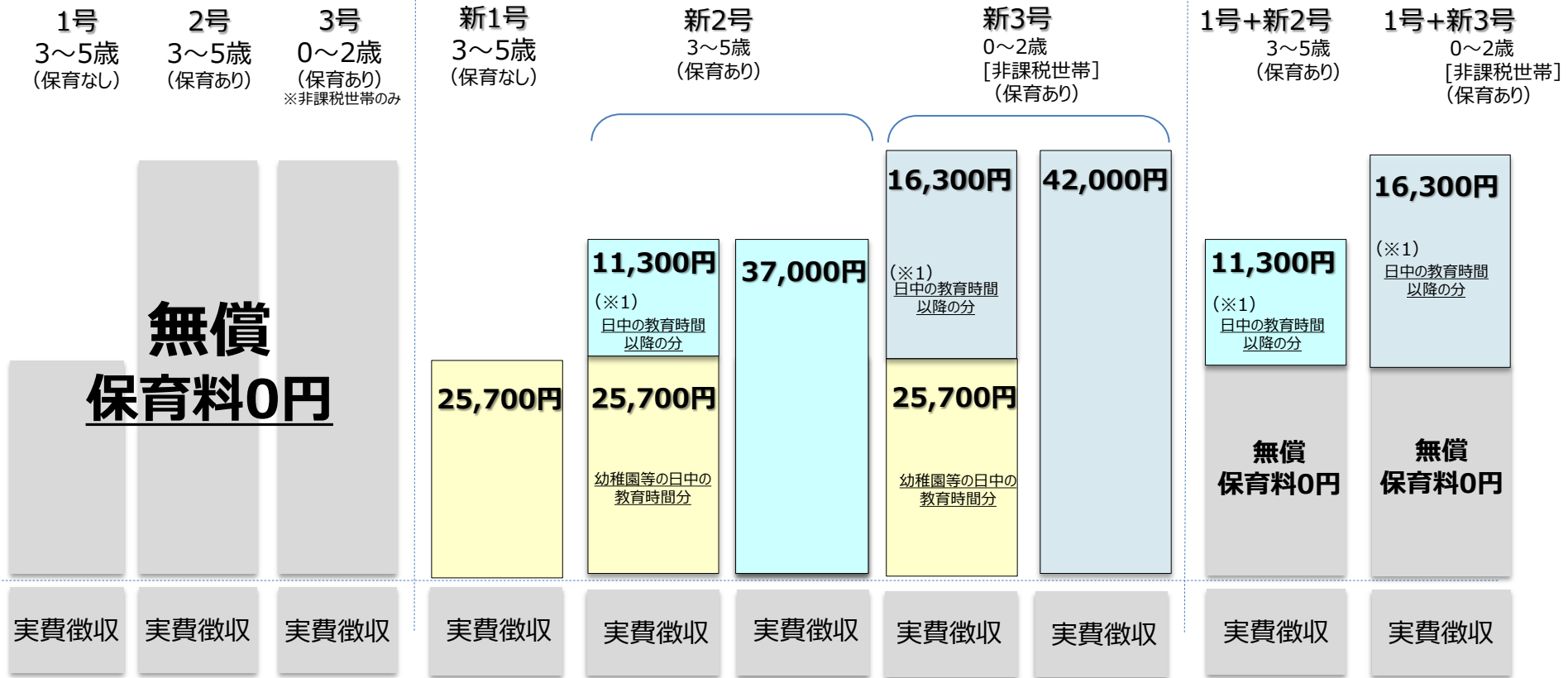
1 教育・保育給付認定

2 施設等利用給付認定

1 教育・保育給付認定 + 2 施設等利用給付認定

認定区分
(※2)

↑
保育料
↓



※「実費」とは、教材費、行事費、給食費、通園送迎費等。

利用する施設等

- 幼稚園(新制度)・認定こども園
- 保育所・認定こども園
- 保育所・認定こども園・小規模保育事業
- 幼稚園(未移行)
- 幼稚園(未移行)・預かり保育・認可外保育等
- 認可外保育施設等
- 幼稚園(未移行)・預かり保育・認可外保育等
- 認可外保育施設等
- 幼稚園(新制度) + 預かり保育・認可外保育施設等
- 認定こども園 + 預かり保育・認可外保育施設等

(※1) 特定の要件を満たす幼稚園の預かり保育を利用の場合は、幼稚園の預かり保育と認可外保育施設との併用が可能。
 特定の要件とは、幼稚園の預かり保育の期間が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の場合。
 この場合の給付額は、幼稚園の預かり保育料分(日額上限450円×利用日数)。認可外保育施設等の保育料分は、上限額11,300円(16,300円)から幼稚園の預かり保育料分を除いた額。

(※2) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付新1号認定は、満3歳から認定の対象となり、施設等利用給付認定新2号は、3歳に達した初めの4/1以降から認定の対象となる。

幼児教育・保育の無償化について②

3～5歳

※満3歳になった初めの4月1日以降

施設等
利用給付
2号認定

保育料 無償



認可保育所

認定こども園



施設型給付を受ける幼稚園

施設等
利用給付
1号認定

月額上限
25,700円補助



幼稚園
(施設型給付を受ける幼稚園は除く)

月額上限
11,300円補助

日額上限450円
×利用日数(※1)



幼稚園の
預かり保育

※保育所や幼稚園等を利用せず、認可外保育施設等のみを利用する場合の月額上限額は、37,000円

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



特定の要件(※2)を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。この場合の認可外保育施設等の月額11,300円から幼稚園の預かり保育分(※1)を除いた額

0～2歳

(住民税非課税世帯)

※満3歳になった初めの3月31日まで

施設等
利用給付
3号認定

保育料 無償



認可保育所

認定こども園

月額上限
42,000円補助

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



満3歳に達した場合は、幼稚園の利用も可能

保育料 無償



施設型給付を受ける幼稚園

施設等
利用給付
1号認定

月額上限
25,700円補助



幼稚園
(施設型給付を受ける幼稚園は除く)

月額上限
16,300円補助

預かり保育料(※1)



幼稚園の
預かり保育

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター



特定の要件(※2)を満たす幼稚園の預かり保育を利用している場合は、認可外保育施設との併用が可能。この場合の認可外保育施設等の月額16,300円から幼稚園の預かり保育分(※1)を除いた額

※1 幼稚園の預かり保育料補助上限額：日額上限450円×利用日数

※2 特定の要件：幼稚園の預かり保育の期間が、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満の場合。